

水素社会推進法の計画認定の進捗について

2026年4月17日

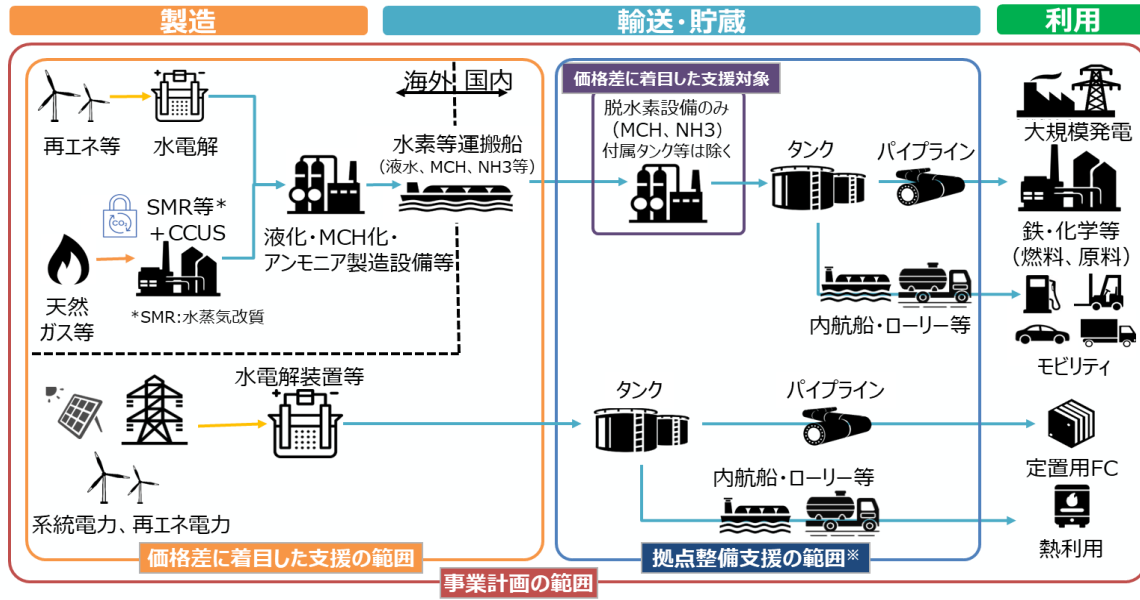
資源エネルギー庁

資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

水素社会推進法に基づく拠点整備支援の進捗状況

- **水素社会推進法の計画認定制度に基づく「拠点整備支援」**は「低炭素水素等を製造又は輸入を行う地点から需要家が実際に利用する地点まで、**貯蔵・輸送するにあたって必要な設備**であって、民間事業者が**複数の利用事業者と共同して使用するもの（共用パイプライン、共用タンク等）**」に係る**整備費の一部**を①**事業性調査（FS）**、②**設計（FEED）**、③**インフラ整備**の3段階で支援。
- **拠点整備支援**の申請受付を行った結果、2025年6月30日の締切までに、**計12件の申請**があった。審査を進め、**条件が整った案件から、順次、認定**。3月27日付で**以下2件を認定**。

制度概要



※GX経済移行債を活用し、令和7年度当初予算でFEED事業として57億円、令和8年度～令和12年度の5年間で総額2,196億円を計上。補助率1/2。

認定案件

	2025低炭素水素等 第7号-1	2025低炭素水素等 第8号-1
拠点整備・運営を行う事業者	北海道電力、三井物産、IHI、 苫小牧埠頭	JERA
主な利用事業者	北海道電力、UBE三菱セメント、 東ソー等	JERA、豊田自動織機、AGC、 日本碍子、アイシン福井
利用地	北海道苫小牧など	愛知県碧南など

- 両案件ともに、価格差に着目した支援の事業計画は認定済（2025年12月19日）。
- 日本最大級の石炭火力発電所である**苫東厚真発電所及びJERA碧南火力のクリーン化、エネルギー安定供給に貢献**。IHIの**混焼ボイラー**の商用利用。
- **苫小牧・中京地区などにおける水素・アンモニアサプライチェーン構築に貢献**。セメント、**半導体用の化学製品、自動車部品**など、環境価値の高い**多様な製品市場**を創出。

(参考) 水素社会推進法に基づく価格差に着目した支援の進捗状況

- 水素社会推進法に基づき水素等の供給・需要を創出するプロジェクトについて、当初の化石燃料等との価格差に着目した支援スキームの公募に、2025年3月31日の締切までに、計27件の計画申請があった。
- 条件が整った案件から、順次、認定。2026年3月までに6件認定済。

豊田通商ほか：グリーン水素案件

- 陸上風力発電による電気を活用して、愛知製鋼の知多工場において、トヨタ・千代田化工製の水電解装置により水素を製造。（年間約1,600トン）
- 愛知製鋼の特殊鋼加工工程の加熱炉で利用。電炉業界初のグリーン鋼を製造予定。

レゾナックほか：水素・アンモニア案件

- レゾナックが廃プラスチック等をガス化（荏原製作所とUBEの技術を日揮がライセンス化）。水素を原料に低炭素アンモニアを製造。（年間約20,000トン）
- 繊維原料となるアンモニア誘導品（アクリロニトリル）を製造・販売。

JERAほか：アンモニア案件/三井物産ほか：アンモニア案件

供給事業者	CFI※:40%、JERA:35%、三井物産:25% ※米国の肥料メジャー(Central Farmers Industries)	
主な利用事業者	①	JERA、豊田自動織機等
	②	北海道電力、三菱UBEセメント、東ソー等
生産地・利用地	米国ルイジアナ州（約77万トン/年） →①愛知県碧南など（JERA） →②北海道苫小牧など（三井物産）	

- 日本最大級の石炭火力発電所であるJERA碧南火力などのクリーン化、エネルギー安定供給に貢献。IHIの混焼ボイラーの商用利用。
- 中京地区など、面的な産業クラスター創出に貢献。自動車部品、セメント、半導体用の化学製品など環境価値の高い、多様な製品市場を創出。

YHC・サントリー：グリーン水素案件

- やまなしハイドロジェンカンパニー（YHC）及びサントリーが主体となり、水電解により低炭素水素を製造。（年間約1,607トン）
- 天然水の殺菌工程における熱源等として利用。

YHC・ヒメジ理化：グリーン水素案件

- やまなしハイドロジェンカンパニー（YHC）及びヒメジ理化が主体となり、ヒメジ理化田村工場および福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)において、水電解により低炭素水素を製造。（年間約1,177トン）
- 主にヒメジ理化が製造する石英ガラスの加工工程の熱源として利用。

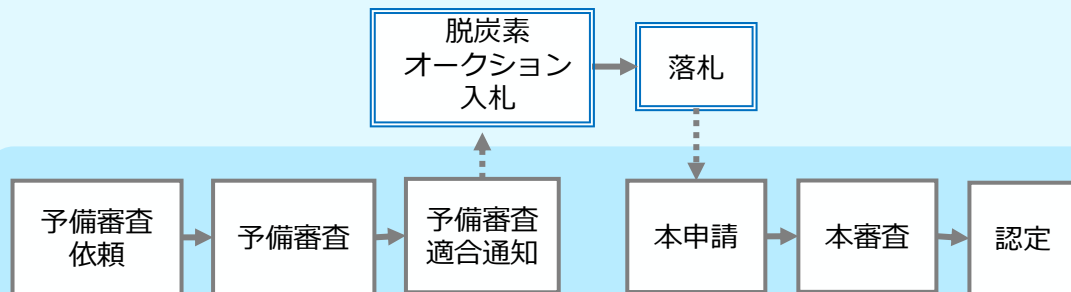
(参考) 長期脱炭素電源オークションの水素・アンモニア案件の事前審査

- 水素・アンモニア政策小委員会（2月18日、3月27日）での議論の結果、長期脱炭素電源オークションにおける水素・アンモニア案件の事前審査について、水素社会推進法の認定（助成金の交付を希望しない場合）を活用した予備審査を行うこととなった。これに伴い、制度内での整合を確保するため、今後新たに申請を受け付ける拠点整備支援の計画申請においても、以下の赤字の箇所について類似の要件が追加されることになる。
- なお、現在の拠点整備支援の枠組において、2030年度までにファーストサプライチェーンを構築することに注力することとし、その後の支援については、支援中の案件の状況を踏まえながら、改めて議論することとしたい。

【長期脱炭素電源オークションの水素・アンモニア案件の事前審査と水素社会推進法に基づく計画認定の関係】

- 水素社会推進法に基づく計画認定制度には、①助成金（価格差に着目した支援、拠点整備支援）の交付を希望する場合と②助成金の交付を希望しない場合の大きく2種類があるが、長期脱炭素電源オークションの事前審査においては、②の計画認定を活用し、当該予備審査で適合することをもって脱炭素オークションの入札要件とする。オークション落札後、本審査を行い、認定する。
- この場合、価格差に着目した支援及び拠点整備支援の計画申請で求めた法第7条第5項第5号の要件（供給事業者と利用事業者の共同申請や2030年度までの供給開始等）は課されない。

長期脱炭素電源オークションに関する手続き

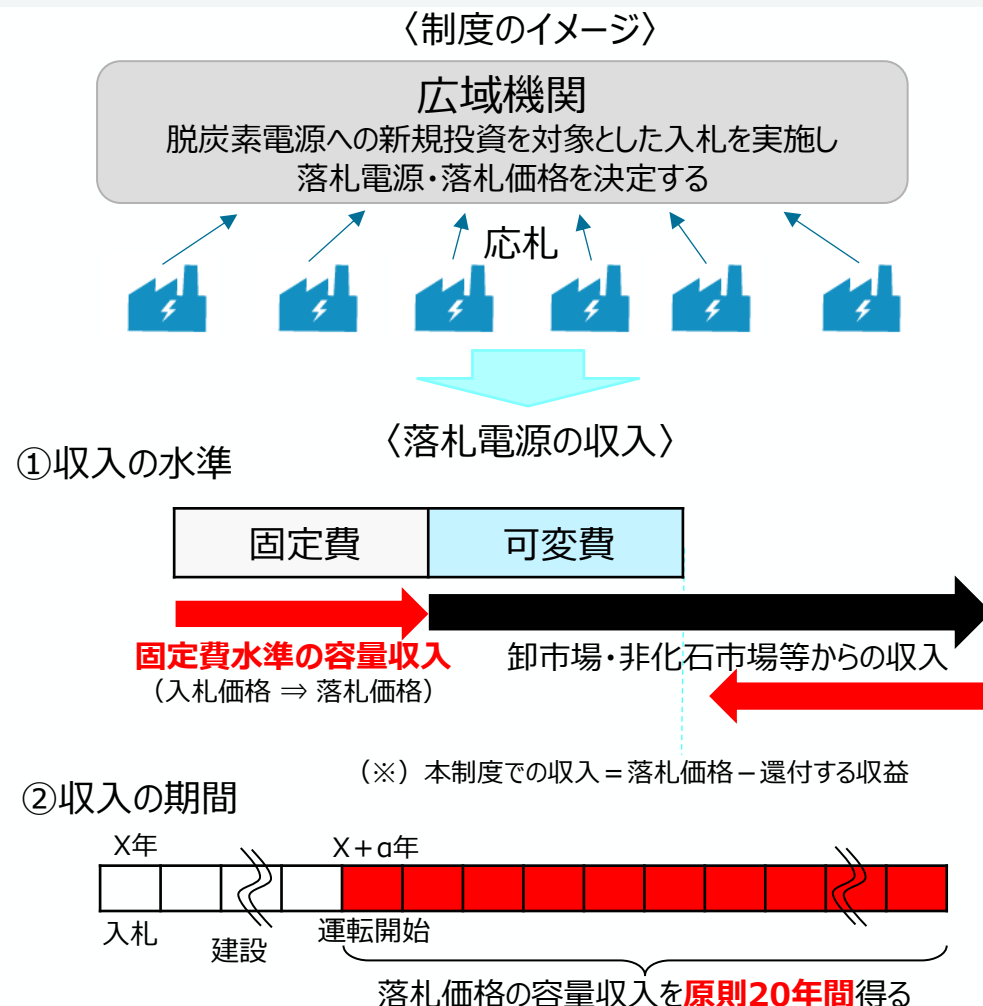
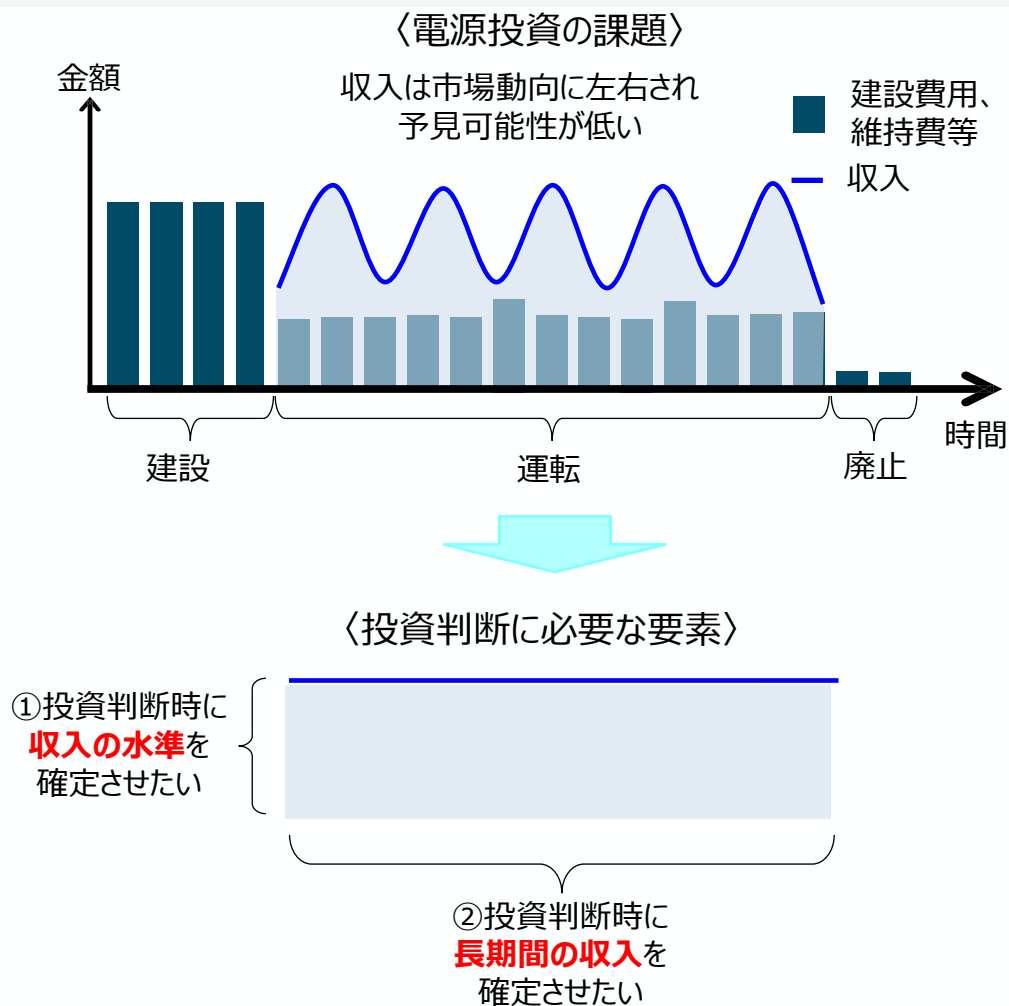


【長期脱炭素電源オークションの水素・アンモニア案件の事前審査項目】

エネルギー政策	安全性	・安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。
	安定供給	・水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。 ・低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。 ・特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
	環境適合性	・計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。
	経済効率性	・経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。 ・水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。
GX政策	産業競争力の強化・経済成長	・低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業それぞれで、主要設備のうち最低1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること。 ・主要設備は、供給事業においては、水素等の製造設備、海外からの輸送設備（船舶）、利用事業においては、国内貯蔵設備、発電設備とする。 ・ただし、上記について、どの程度求めるかの判断に当たっては、我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業の製造能力の制約等諸事項を総合的に勘案する。
	脱炭素化	・国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。
事業の実施方法・確実性		・低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。 ・発電事業者と低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等供給事業者と上流水素等製造事業者との間で拘束力のある低炭素水素等売買契約が締結される見込みがあること。

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、固定費水準の容量収入を原則20年間得られることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



(参考) 水素社会推進法の計画認定

- 水素社会推進法の計画認定には、助成金の交付を希望する場合と希望しない場合の2種類が存在。
- 助成金の交付を希望しない場合、供給事業者と利用事業者の共同申請などの要件が課されない。

●水素社会推進法（抜粋）

第七条 低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等供給事業者」という。）又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等利用事業者」という。）は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(中略)

- 5 **主務大臣は**、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その**認定をすることができる。**
- 一 当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が基本方針及び第三十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであること。
 - 二 当該低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該低炭素水素等供給等事業計画に第三項に規定する事項が含まれている場合にあっては、同項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 四 当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が経済的かつ合理的であり、かつ、我が国全体における低炭素水素等の供給又は利用の促進に資するものその他の我が国における低炭素水素等の供給又は利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 五 当該低炭素水素等供給等事業計画に第二項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 当該低炭素水素等供給等事業計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成したものであること。
 - ロ 当該低炭素水素等供給等事業計画に従って行う低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給が、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度までに開始され、かつ、経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。
 - ハ 当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素水素等利用事業者により行われると見込まれるものであること。
 - 六 当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給等施設（第二項第六号に規定する施設及び第三項第四号に規定する施設をいう。以下同じ。）を整備しようとする場合にあっては、当該供給等施設を整備する港湾（港湾法の規定による港湾をいう。第四十二条第二項において同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）その他の場所が港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画、道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

助成金交付の有無に関わらず課される要件

助成金の交付を希望する場合にのみ課される要件